

狛江市男女共同参画推進計画

～誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができるまちを目指して～

狛江市配偶者暴力対策基本計画

狛江市女性活躍推進計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

狛江市

はじめに

狛江市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成27年3月に策定した狛江市男女共同参画推進計画に基づき施策を進めてまいりました。

計画の策定から5年が経過し、この間「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みや働き方改革等により、あらゆる分野への女性の進出、活躍の推進が図られており、併せて育児等を行う男性の姿も多く見られるようになりました。

平成31年度に実施しました「狛江市男女共同参画に関する市民意識調査」においても、女性が職業に就くことへの理解は高まっていることが分かる一方で、男女共同参画社会実現に向けた重要な施策については、平成26年度実施時と共通しているものが多いことから、継続的な取組みが求められています。

こうした現状を踏まえ、施策や事業の検証、見直しを行い、新たな基本理念を「誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して」とする令和2年度から5年間の新たな計画としてまとめました。多様性を認め合い、誰もが生きやすいまちを目指すとともに、自分らしい生き方を選択肢の中から選ぶのではなく、自らが希望する形にデザインし、その生き方を実現できるまちを目指したいという思いを込めています。

計画には5つの基本目標を設定していますが、その中で、男女共同参画の基本となる「人権の尊重」、継続的な環境整備・支援等が求められている「子育て・介護」、委員会の中で現役世代に限らずシニア世代も含めた多様な「ライフスタイル」の実現といった3つのテーマを重点目標として設定し、重点的に推進していきます。

男女共同参画社会の実現は、行政だけでなく、市民、事業者、関係機関の連携・協力が必要不可欠ですので、本計画の推進にあたり、市民の皆さまをはじめ、関係する全ての皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、今回の改定にあたり、ご尽力いただきました狛江市男女共同参画推進計画改定委員会の委員の方々をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた皆さまに心より感謝申し上げます。



令和2年3月

狛江市長 松原 俊雄

目次

I 総論

1 計画の目的.....	2
2 計画改定の趣旨と背景.....	2
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画の期間.....	3

II 現状と課題

1 狛江市の人口構成.....	6
2 男女の地位の平等感.....	7
3 ワーク・ライフ・バランスの現状.....	8
4 狛江市における女性の労働力率.....	10
5 男女共同参画社会づくりのために重要な施策.....	11
6 男女共同参画に関する理解.....	12
7 前計画の達成状況.....	13

III 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	16
2 基本目標.....	17
3 重点目標の指標一覧.....	18
4 計画の体系.....	19

IV 計画の内容

基本目標1 個人として尊重される社会の形成.....	22
基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実.....	27
基本目標3 多様なライフスタイルの実現.....	31
基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進.....	34
基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化.....	36

V 参考資料

1	狛江市男女共同参画推進計画改定委員会委員名簿.....	40
2	狛江市男女共同参画推進計画改定委員会開催状況.....	40
3	狛江市男女共同参画推進計画改定委員会設置及び運営に関する規則.....	41
4	関連資料.....	42
	（1）男女共同参画社会基本法.....	42
	（2）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	44
	（3）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	45
	（4）人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例.....	46
5	用語解説.....	49

I 総論

-
- 1 計画の目的
 - 2 計画改定の趣旨と背景
 - 3 計画の位置づけ
 - 4 計画の期間

1 計画の目的

本計画は、個人としてお互いの人権を尊重するとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、ともにあらゆる分野に参画し、自分らしい生き方を実践できる社会を実現することを目的として策定するものです。

本計画に基づき、男女共同参画社会の構築をさらに進めるため、施策・取組みを総合的かつ計画的に推進します。

2 計画改定の趣旨と背景

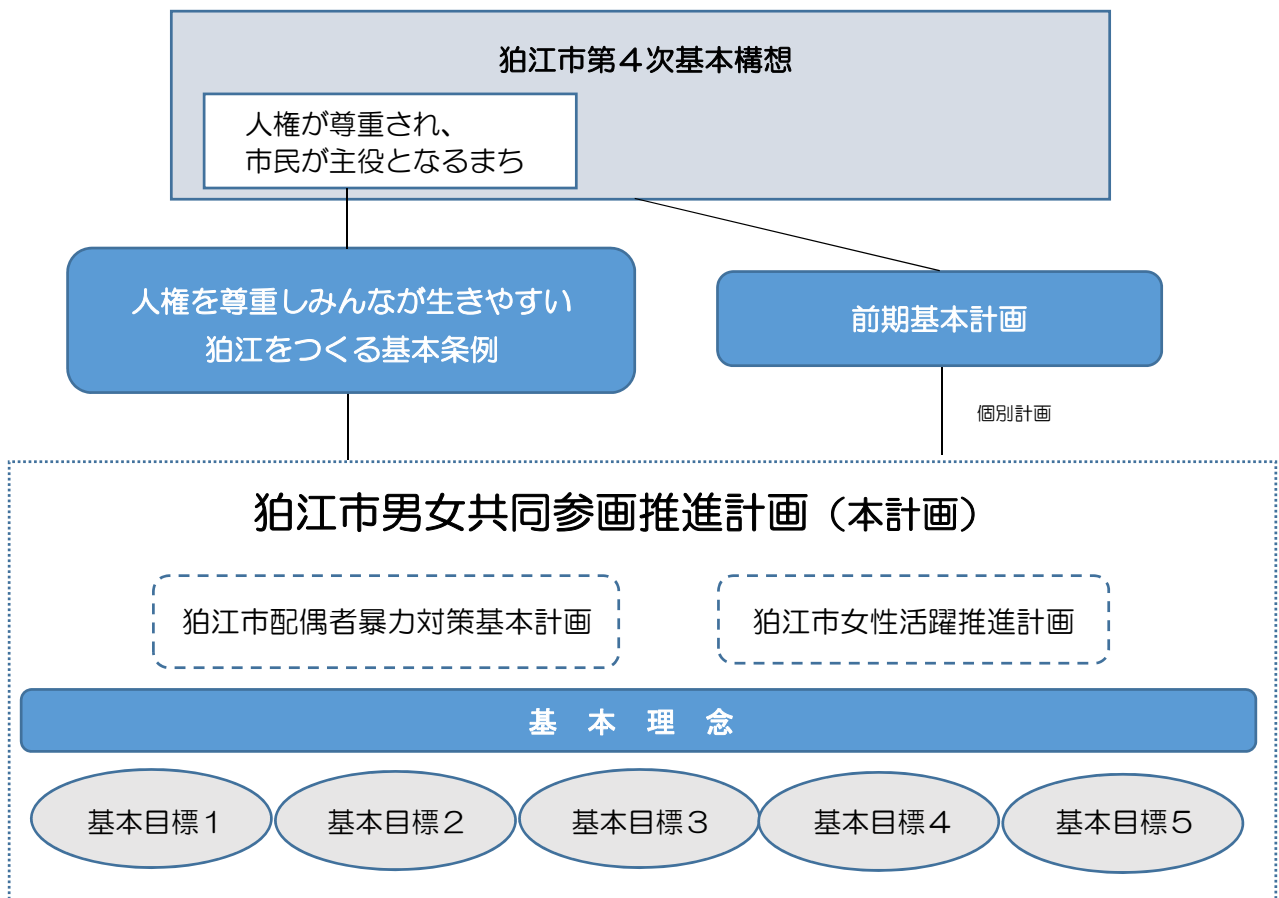
狛江市では、平成 13 年 3 月に狛江市女性行動計画 2001「こまえ男女平等推進プラン」を策定した後、計画の趣旨等を発展的に引き継ぎながら、平成 27 年 3 月に改定した「誰もが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして～狛江市男女共同参画推進計画～」(以下「前計画」という。)に至るまで、男女共同参画に関する施策や事業を進めています。

今回の改定にあたり、前計画からの進捗状況を振り返ると同時に、基本的には前計画の方針等を継承し、社会情勢や狛江市における男女共同参画を取り巻く現状や課題等を踏まえるとともに、新たな視点を加えるなど、今後の方向性をまとめた計画として改定を行ったものです。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、狛江市第 4 次基本構想・前期基本計画の個別計画として策定します。
- 本計画は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の趣旨を踏まえ、男女共同参画分野に係る計画として策定します。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画の基本目標 1 (3) (24 ページ) を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に規定する「市町村基本計画」として位置づけ、「狛江市配偶者暴力対策基本計画」とします。
- 本計画の基本目標 2・3・4 (27 ページ～35 ページ) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に規定する「市町村推進計画」として位置づけ、「狛江市女性活躍推進計画」とします。

◇体系図



4 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5箇年計画とします。なお、社会状況の変化等により必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度～
第4次基本構想	令和2年度～令和11年度まで					
基本計画	前期					後期
男女共同参画推進計画	本計画					次期計画

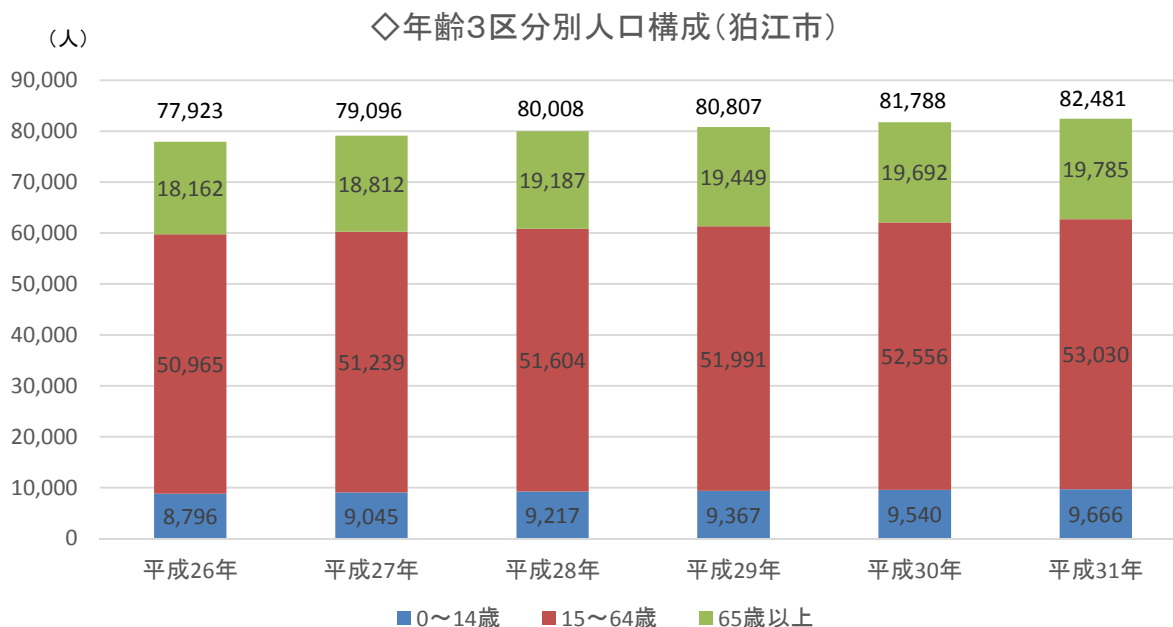
Ⅱ 現状と課題

- 1 狛江市の人口構成
- 2 男女の地位の平等感
- 3 ワーク・ライフ・バランスの現状
- 4 狛江市における女性の労働力率
- 5 男女共同参画社会づくりのために重要な施策
- 6 男女共同参画に関する理解
- 7 前計画の達成状況

1 狛江市の人口構成

狛江市の人口は平成31年1月1日現在で、82,481人となっています。

年齢3区分別の人口構成比をみると、平成26年から平成31年の5年間に於いて、0～14歳の割合は、11.3%から11.7%に、65歳以上の割合は、23.3%から24.0%にそれぞれ増加しています。



(%)





	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～14歳	11.3	11.4	11.5	11.6	11.7	11.7
15～64歳	65.4	64.8	64.5	64.3	64.3	64.3
65歳以上	23.3	23.8	24.0	24.1	24.1	24.0

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

2 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、平成 26 年度市民意識調査（以下「26 年度調査」という。）と平成 31 年度市民意識調査（以下「31 年度調査」という。）を比較すると、社会全体では約 1% 上昇しているのに対し、他の各分野については減少傾向にあります。これは社会全体における平等感の上昇によって、男女平等に求めるレベルが全体的に上昇した結果、各分野の数値が減少したとも推測されます。ただし、「平等になっている」と答えた 14.5% 以外の方は、社会全体における男女の地位が平等と感じていないことが読み取れることから、今後も引き続きさまざまな分野において男女平等意識を醸成する必要があります。

◇男女の地位の平等感（「平等になっている」と答えた人の割合）

	平成 26 年度		平成 31 年度
家庭	35.5%		34.7%
教育（学校・教育機会の場）	60.6%		50.0%
職場	17.8%		19.5%
社会活動（地域活動・PTA など）	33.5%		28.8%
社会全体	13.6%		14.5%

資料：平成 26 年度／平成 31 年度粕江市男女共同参画に関する市民意識調査

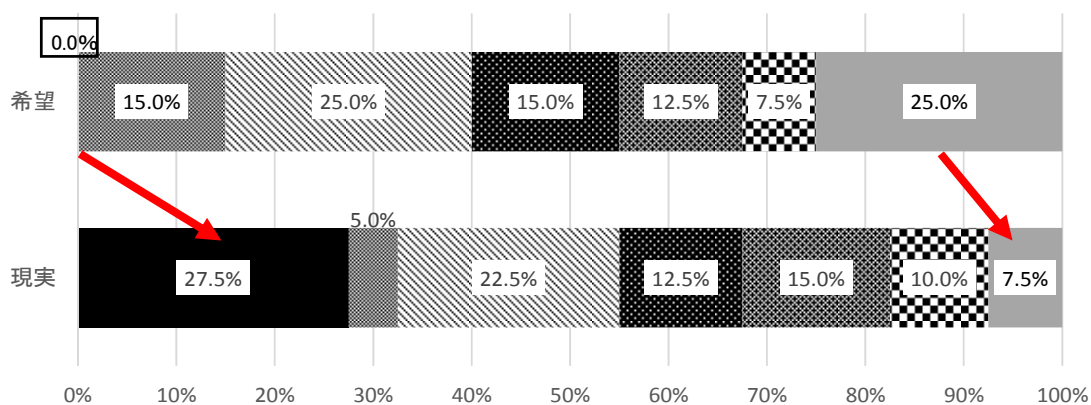
3 ワーク・ライフ・バランスの現状

どの世代においても、「仕事を優先」したいと希望している人の割合が3%未満であるのに対し、現実では30%前後の人が「仕事を優先」となっていることが分かります。また、「仕事と家庭生活と個人の生活を両立」したいと希望している人の割合に対し、現実として実現できている人の割合は3分の1以下となっています。

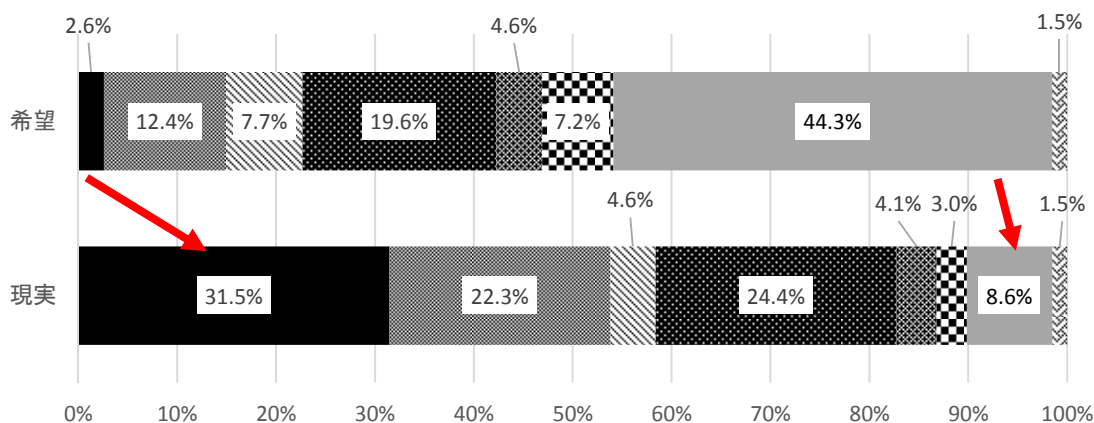
希望と現実が一致している人の割合が約3分の1という結果からも、自分の希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが必要であることが分かります。

◇ワーク・ライフ・バランスの状態（年代別）

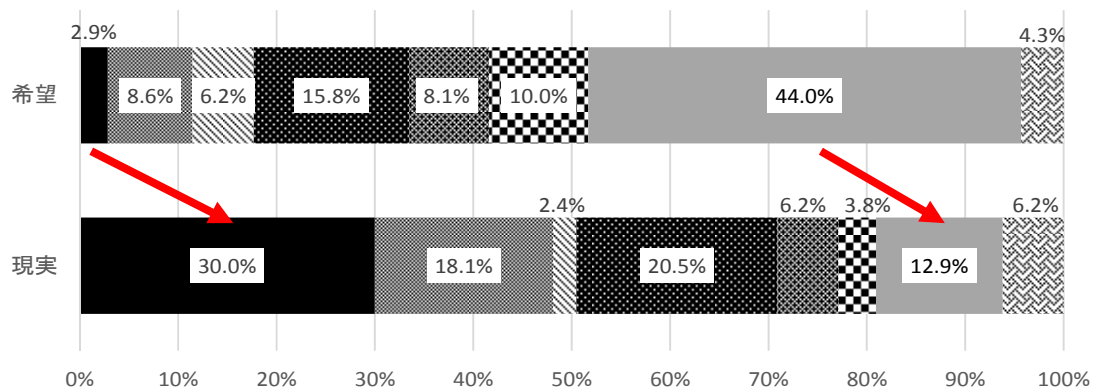
ア) 10代・20代



イ) 30代・40代

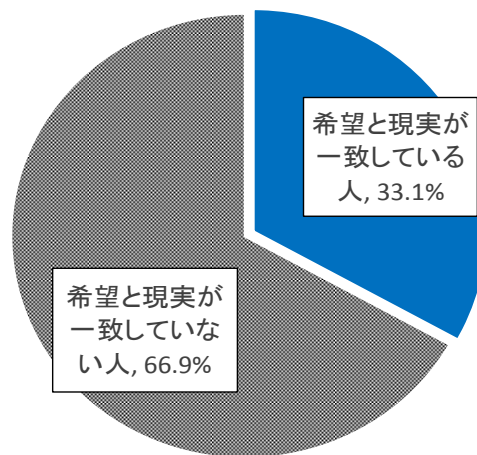


ウ) 50代・60代



資料：平成 31 年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

◇ワーク・ライフ・バランスの状態：希望と現実の一致（全年代）



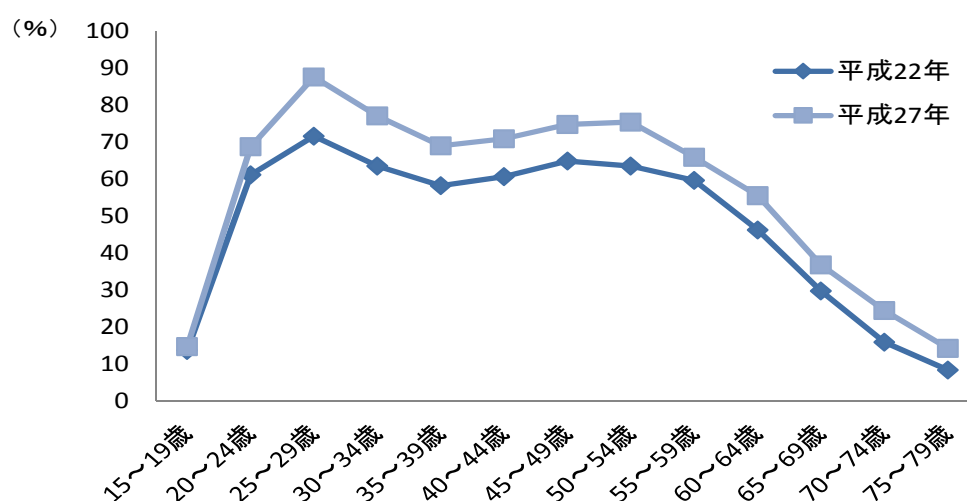
資料：平成 31 年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査結果をもとに算出

4 狛江市における女性の労働力率

狛江市における女性の労働力率※については、平成 22 年国勢調査時と比較すると、全体的に上昇しています。

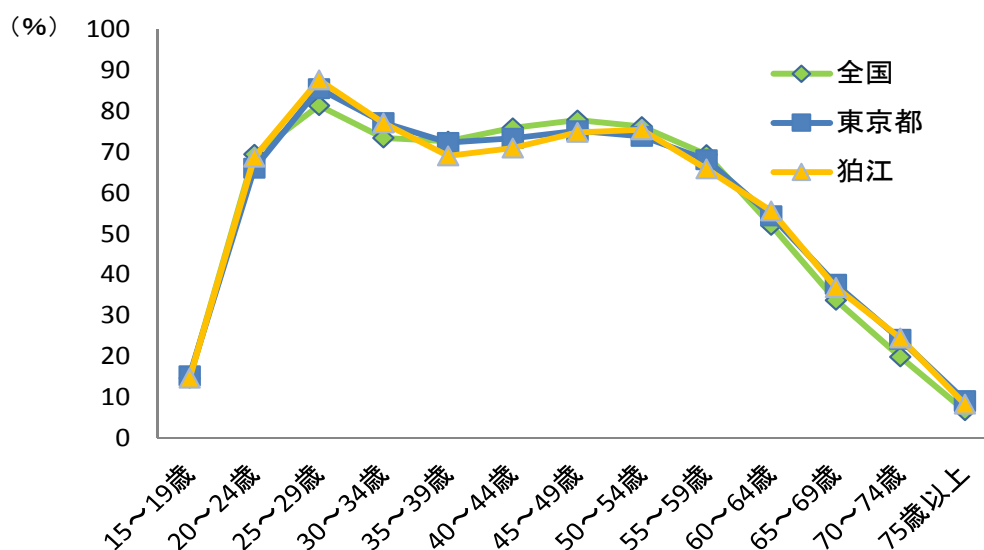
全国、東京都と比較すると、傾向としては共通して 30 代でいわゆるM字の谷部分が低くなっていることが分かります。狛江市においては、いずれもわずかですが 25～29 歳の労働力率は高くなっている一方、35～59 歳の労働力率は全国より低くなっており、一部の年齢区分については、東京都よりも低くなっています。この年代で離職を希望しない人が働き続けることのできる環境づくりが必要です。

ア) 平成 22 年、27 年比較



資料：国勢調査（平成 22 年、27 年）

イ) 全国、東京都、狛江市比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

※労働力率

人口（15歳以上）に対する労働力人口（就業者と完全失業者の合計）の比率を指します。

5 男女共同参画社会づくりのために重要な施策

市における男女共同参画社会づくりのために重要な施策について、26年度調査と31年度調査を比較すると、「介護サービスの充実」、「子育て支援サービスの充実」、「暮らしやすい環境づくり」、「男性の家庭責任（家事、育児、介護等）への参加と意識改革」が共通して求められていることが分かります。

◇26年度調査上位5つ

順位	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	回答率（%）
①	介護サービスの充実	38.7
②	子育て支援サービスの充実	37.9
3	あらゆる分野における女性の積極的な登用	26.8
④	男性の家庭責任（家事、育児、介護等）への参加と意識改革	21.2
⑤	暮らしやすい環境づくり	21.1



◇31年度調査上位5つ

順位	男女共同参画社会づくりのために重要な施策	回答率（%）
①	介護サービスの充実	30.2
②	子育て支援サービスの充実	28.8
③	暮らしやすい環境づくり	24.3
④	男性の家庭責任（家事、育児、介護等）への参加と意識改革	23.2
5	男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実	18.7

資料：平成26年度／平成31年度粕江市男女共同参画に関する市民意識調査

6 男女共同参画に関する理解

下表に示したとおり、26年度調査と31年度調査で共通して設問に入っていた言葉の理解度は、押し並べて前回調査時より上がっていることが分かります。

26年度調査の設問には入っていなかった「女性活躍推進法」、「児童虐待防止法」、「働き方改革」、「イクメン」、「イクボス」、「ダイバーシティ」、「JKビジネス」、「介護離職」、「ダブルケア」といった新しい言葉も出てきていますが、これらの言葉に対しても一定の理解度があることが分かります。

男女共同参画に関する社会の動きや言葉等について、その時々状況を捉えながら、正しい理解を促す継続的な取り組みが必要です。

◇男女共同参画に関する社会の動きや言葉等について「内容を知っている」と答えた人の割合

社会の動き・言葉等	平成26年度	平成31年度
狛江市男女共同参画推進計画	0.7%	6.5%
男女共同参画社会基本法	6.4%	11.7%
女性活躍推進法	—	11.8%
配偶者暴力防止法（DV防止法）	26.6%	34.3%
ストーカー規制法	36.3%	45.5%
児童虐待防止法	—	45.4%
ジェンダー	18.1%	41.2%
ワーク・ライフ・バランス	18.1%	36.1%
働き方改革	—	47.9%
イクメン	—	67.6%
イクボス	—	16.5%
ダイバーシティ	—	32.1%
ポジティブ・アクション	3.4%	10.1%
セクシュアル・マイノリティ	16.7%	54.2%
デートDV	11.8%	33.4%
JKビジネス	—	38.0%
介護離職	—	52.6%
ダブルケア	—	29.9%

資料：平成26年度／平成31年度狛江市男女共同参画に関する市民意識調査

7 前計画の達成状況

前計画において設定した目標値に対する達成状況は以下のとおりとなりました。

◇前計画における重点テーマの目標指標の数値（狛江市男女共同参画に関する市民意識調査）の推移

重点テーマ	指標	平成 26 年度	平成 31 年度	目標値	
暴力の根絶に向けた取り組み	DV の被害を受けた人のうち「相談した」人の割合	33.8%	18.0%	40%	
	デート DV の認知度	38.4%	64.4%	50%	
	DV の相談先の中で市役所の認知度	政策室 (女性悩みごと相談)	21.9%	11.7%	30%
		子育て支援課 (母子・女性相談)	17.6%	8.5%	30%
	DV 防止法の認知度	82.2%	84.8%	90%	
ワーク・ライフ・バランスの推進の取り組み	ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.9%	75.6%	60%	
	仕事と家庭生活と個人の生活を両立している人の割合	7.4%	10.2%	15%	
	「職場の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	17.8%	19.5%	30%	
子育て・介護への支援の取り組み	「家庭の中で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	35.5%	34.7%	45%	
	子育て経験者のうち「子育てへの関わりは十分である」と思っている人の割合	76.7%	(81.0%)※1	85%	
	家庭内での役割について「親の介護」は夫婦で「共に協力」して担うのがよいと思う人の割合	78.1%	74.8%	85%	

※1 平成 31 年度の数値は、「現在育児をしている人のうち、1日に1時間以上している人の割合」としている。

「暴力の根絶に向けた取り組み」においては、DV防止法や特にデートDVの認知度は大きく上がっています。一方で、市役所のDV相談先の認知度やDV被害を受けた人のうち、相談した人の割合は下がっています。今後はDVに加え、ハラスメント等も含めた幅広い相談先の周知や具体的な解決方法等の手立ても含め、人権について理解を促すことが必要です。

「ワーク・ライフ・バランスの推進の取り組み」においては、ワーク・ライフ・バランスの認知度は上がり、目標値を達成しています。一方で、仕事と家庭生活と個人の生活の全てを両立している人の割合、職場における男女の地位が平等になっていると思う人の割合も上昇していますが、目標値には至っていないため、ワーク・ライフ・バランス

の実現に向けた取組みが引き続き必要です。

「子育て・介護への支援の取組み」においては、数値は微減傾向にあることから、子育て・介護に関する意識醸成が引き続き必要であるとともに、子育て・介護については、ワーク・ライフ・バランス実現のポイントにもなることから、両者への支援も重要です。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 重点目標の指標一覧
- 4 計画の体系

1 基本理念

本計画の基本理念は、次のとおりとします。

**誰もがともに認め合い、個人として尊重され、
自分らしい生き方ができる
まちを目指して**

男女共同参画社会は、全ての市民一人ひとりの人権の尊重を基盤としています。誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・取組みを進めていきます。なお、中でも特に力を入れるべき目標を重点目標として設定し、重点的に推進します。

基本目標1 ◎個人として尊重される社会の形成

基本目標2 ◎子育て・介護を支える環境の充実

基本目標3 ◎多様なライフスタイルの実現

基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

※◎は重点目標に該当

3 重点目標の指標一覧

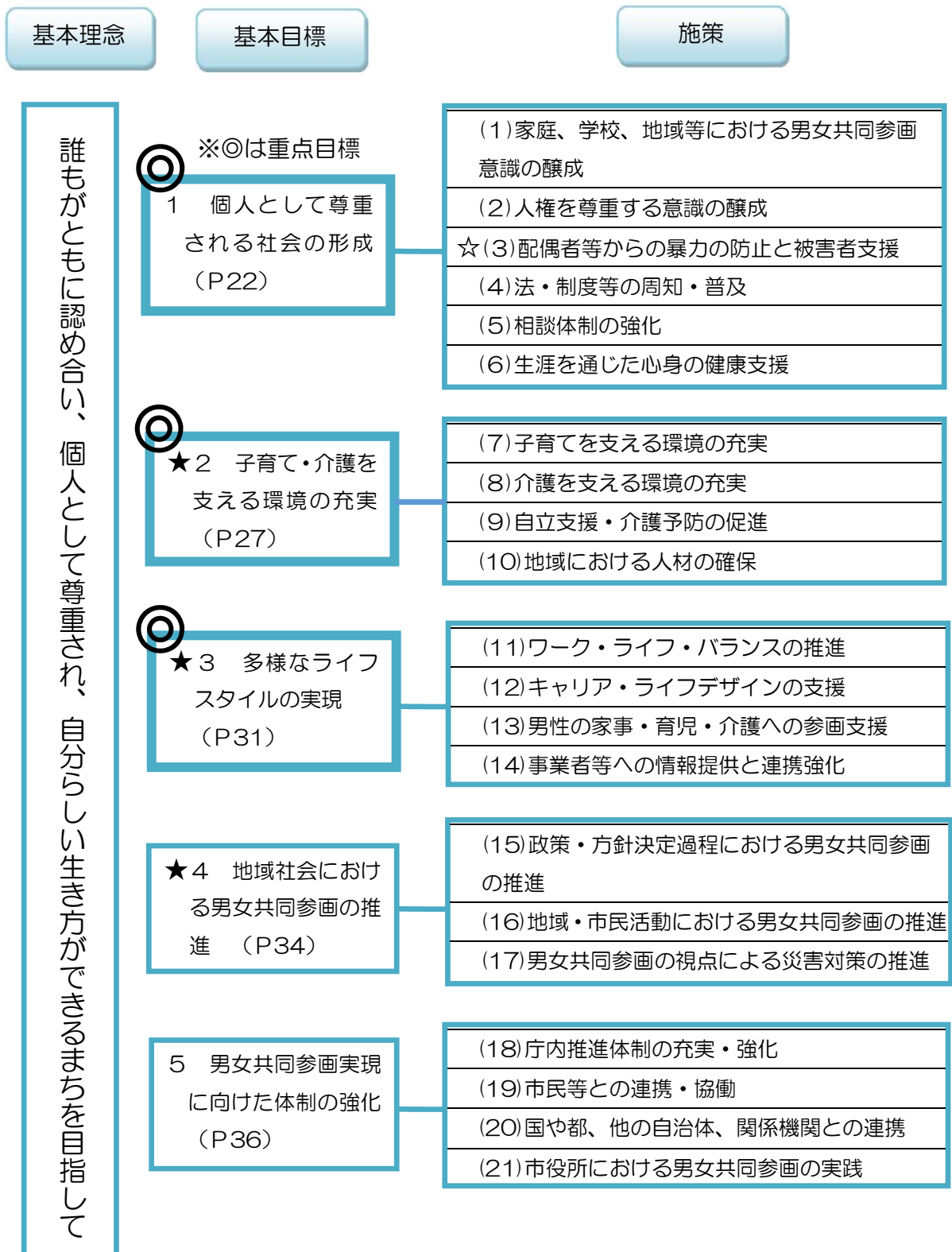
重点目標	指標		現状値 (平成 31 年度)	目標値 (令和 6 年度)
基本目標 1 個人として尊重される社会の形成	「社会全体で男女の地位は平等となっている」と思う人の割合		14.5%	17.0%
	「家庭で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合		34.7%	38.0%
	「職場で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合		19.5%	23.0%
基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実	日常において家事をしている人の割合		女性：81.8% 男性：62.0% 男女差：19.8%	男女差 10%以内
	日常において育児をしている人の割合		女性：24.0% 男性：14.1% 男女差：9.9%	男女差 5% 以内
	日常において介護・看護をしている人の割合		女性：7.8% 男性：6.5% 男女差：1.3%	男女差 1% 以内
基本目標 3 多様なライフスタイルの実現	仕事、家庭生活、個人の生活のバランスの状態について、希望と現実が一致している人の割合	全体	33.1%	36.0%
		10・20代	25.0%	30.0%
		30・40代	26.1%	31.0%
		50・60代	35.5%	39.0%

※数値の根拠は、平成 31 年度泊江市男女共同参画に関する市民意識調査による。

※基本目標 1・3 の目標値の算出方法（小数点以下四捨五入）

- ・現状値が 30% 以下の場合：現状値の 1.2 倍
- ・現状値が 31%～60% の場合：現状値の 1.1 倍
- ・現状値が 60% 超の場合：現状値の 1.05 倍

4 計画の体系



・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置づける。

・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置づける。

※3ページ「体系図」参照

IV 計画の内容

基本目標 1 個人として尊重される社会の形成

基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実

基本目標 3 多様なライフスタイルの実現

基本目標 4 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標 5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

基本目標 1 個人として尊重される社会の形成

【方向性】

全ての人が生まれながらにして持っている、個人として尊重され人間らしく生きる権利を守るためには、家庭、学校等あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認等の他、いかなる理由においても差別等のない生きやすいまちの実現が求められています。人権を尊重することは、男女共同参画社会において基礎となることから、幼少期からの若い世代、また、その家庭や学校等における意識の醸成を図ります。

配偶者等からの暴力やデートDV、セクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であり、依然として深刻な社会問題となっていることから、関係機関と連携し、被害の防止と被害者への支援を進めます。

【施策】

(1) 家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成

未来を担う子どもたちが、自分らしく、多様な生き方ができるよう幼少期から、また、学校において、男女共同参画についての理解を深めるための教育を推進します。そして、教職員を対象とした研修等を実施し、男女共同参画の視点に立った教育の推進を図ります。

また、家庭、地域等のさまざまな場所及び場面において男女共同参画が進むよう、継続的・相乗的な意識啓発、学習機会の提供を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
1	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
2	男女共同参画に関する情報提供	冊子・チラシ等の配置や情報誌の発行、広報・ホームページ・パネル展等による情報提供	秘書広報室 政策室
3	男女共同参画関連図書 の充実と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、 図書目録の作成	図書館
4	家庭生活の男女共同責任 分担(家事、育児、介護等)の普及啓発	子育てガイドブック、シルバーガイドブックや障がい者のしおり等による情報提供	高齢障がい課 子ども政策課
5	進路指導における男女 共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な 生き方をデザインできるように指導を実施	指導室
6	男女共同参画に関する 教職員研修の実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室

(2) 人権を尊重する意識の醸成

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例に基づき、個人として尊重され、誰もが生きやすいまちづくりを総合的に推進します。また、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力等のあらゆる暴力に関しては、重大な人権侵害であるという認識が広く浸透するとともに、加害者を生まないための意識啓発に取り組みます。

さらに、31年度調査によると、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者：LGBTなど）の認知度は、聞いたことがある人を含めると85%を超えていますが、性的指向や性自認等さまざまな違いがあることを認識し、正しい理解を深めるための取組みを進めます。

No.	取組み	概要	担当課
7	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進（新規）	条例に基づく相談体制の強化、活動への支援、啓発等の実施	政策室
8	多様な性・生き方に関する理解促進（新規）	性的指向・性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
9	子どもの権利の周知・啓発（新規）	子どもの人権を尊重し、擁護する社会環境を醸成していくための周知・啓発	子ども政策課
10	多様な性・生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
11	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止と対策	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、さまざまな虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
12	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室
13	国際交流事業の推進（新規）	誰もが認め合い、暮らしやすいまちの実現に向けた国際交流事業の実施による多文化共生の推進	政策室

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 狛江市配偶者暴力対策基本計画(24 ページ)

ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV等は重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。DVを根絶させるためには、全ての世代に対して、言葉による暴力や経済的な押さえつけ等も暴力であると認識させ、暴力の根絶に向けた一層の意識啓発や情報提供が必要です。関係機関と連携し、安全確保、自立支援のための取組みを進めます。

また、DVは外部からは発見しにくく、31年度調査によると、DVを受けた人のうち、誰（どこ）にも相談しなかった人の割合は50.3%と半数を超えており、その理由として「相談するほどのことではないと思ったから（43.2%）」、「相談しても無駄だと思ったから（37.0%）」が上位を占めていることから、被害が顕在化しにくい状況が見られます。DVを受けた場合の相談窓口や相談先の更なる周知・徹底を図っていきます。

さらに、DVと連動し、児童虐待等が潜在しているケースもあることから、保育園、幼稚園や学校、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等の関係機関との連携を引き続き図っていきます。

No.	取組み	概要	担当課
14	DV防止のための広報・啓発活動	DVの背景、実態を理解するため、さまざまな機会を通じた広報・啓発活動	政策室
15	デートDV防止に関する啓発	デートDVに関して若年層が主体的に考えることができるよう、予防のための啓発を実施	政策室
16	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
17	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども政策課
18	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、DVがある家庭の子どもの安全確保	子ども政策課 子ども発達支援課
19	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども政策課
20	二次被害の防止	関係機関職員による二次被害の防止対策として、被害者の人権尊重と被害者情報の秘匿への取組み強化	政策室
21	関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、学校、東京都女性相談センターや、医療機関や警察等との連携強化	子ども政策課
22	DVに関する相談窓口の充実と周知	DV相談事業の充実とDVに関する相談先の周知	政策室 子ども政策課
23	被害者支援のための庁内連携の強化	相談や関係窓口の部署が適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織を通じて連携強化	政策室 子ども政策課

(4) 法・制度等の周知・普及

法・制度の情報を積極的に提供し、意識啓発を進めます。また、年代、性別等に応じて多様なメディアを積極的に活用し、情報を発信します。

No.	取組み	概要	担当課
24	男女共同参画のための法・制度の情報提供	国・都からの資料を利用する等、法・制度をわかりやすく情報提供	政策室
25	多様なメディアを活用した情報提供	従来の広報こまえ、ホームページ等に加え、SNS等を駆使した積極的な情報提供	秘書広報室 政策室

(5) 相談体制の強化

男女共同参画を阻むさまざまな問題に対応する相談窓口を設置し、支援等のアドバイス、精神的なケアを行うとともに、各相談窓口の周知や、相談者の状況に応じた相談窓口へ適切に繋ぐ体制を整備することにより、必要な支援を行います。

No.	取組み	概要	担当課
26	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングや婦人相談、人権身の上相談等の周知・充実	秘書広報室 政策室 子ども政策課
27	外国語通訳ボランティア派遣（新規）	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室

(6) 生涯を通じた心身の健康支援

思春期、成人期、妊娠・出産期などの各段階において、自分の身体や性について十分に理解し、自己決定していくことが大切であり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立ち、お互いを認め合い尊重する豊かな人間形成に向けた人権教育を、学校教育において進めます。

妊娠、出産等女性特有の健康上の問題や、男女特有の病気に対する適切な保健事業を推進するとともに、生涯を通じた健康支援を実施します。

No.	取組み	概要	担当課
28	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課
29	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会や保健主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
30	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課
31	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、さまざまな方法での保健指導の実施と充実	健康推進課
32	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課
33	健康管理資料の作成・配布	健康ガイド等の作成、配布	健康推進課
34	スポーツ・レクリエーション活動の推進	体育施設等で各種スポーツ教室等の実施	社会教育課

基本目標2 子育て・介護を支える環境の充実

狛江市女性活躍推進計画（27ページ～35ページ）

【方向性】

近年、働き方改革が進む中で、子育てをする父親の姿を目にすることも多くなってきましたが、現在も、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、認知症や介護に伴う過度の負担も問題となっています。

子育て・介護を支える環境の充実は、ワーク・ライフ・バランスの実現にも繋がることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減に繋がる環境整備を行うとともに、地域活動や就労など自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。

子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、男女がともに、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助を担えるよう地域全体での支援にも目を向けていきます。

【施策】

（7）子育てを支える環境の充実

第2期こまえ子ども・若者応援プラン※等を着実に推進し、待機児の解消、市民ニーズを踏まえた各種の子育てサービスを実施します。

子育て支援をテーマとした講座等の実施や子育て中の親が地域で繋がりを持てるような場の設定、また、情報誌やホームページ、子育てサイト、SNS等を活用した情報発信により、子育て支援の拡充を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
35	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子育てひろば、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども政策課 子ども発達支援課 児童育成課
36	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、産休明け保育、延長保育等の保育サービスの充実	児童育成課
37	一時預かりの実施	一時保育事業、子どもショートステイ事業の実施	子ども発達支援課 児童育成課
38	障がい児等への支援の充実	障がい児の保育施設及び学童保育における受入の充実、公立保育園での医療的ケア児の受入の検討	児童育成課

※こまえ子ども・若者応援プラン

子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）、子ども・若者計画、子どもの貧困対策についての計画、ひとり親家庭等自立促進計画を一体とした計画です。

No.	取組み	概要	担当課
39	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課 公民館
40	病児・病後児保育事業の実施	病児保育室等の実施により、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援	子ども政策課
41	待機児対策の推進	認可保育園、認定子ども園、地域型保育等における保育サービスの向上及びその他補助事業の実施 学童クラブの施設整備	児童育成課
42	子育て支援に関する講座の実施	子育て講座の実施や子育て支援に関するセミナー等の開催	子ども政策課 公民館
43	子育て支援に関する情報提供	子育てガイドブック・ホームページ等を通じた子育て支援情報の提供、子育てサイトの充実	子ども政策課
44	乳幼児・障がい児保育研修の実施	専門家からの指導助言、研修会実施	児童育成課
45	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等ができる場の提供・支援	子ども政策課 子ども発達支援課 児童育成課

(8) 介護を支える環境の充実

あいとぴあレインボープラン※に基づく地域包括ケアシステムの構築を推進し、見守りを含めた、地域で介護を支え合える環境整備や介護予防サービスの充実、家族介護者への支援等により現役世代の介護負担の軽減を図ります。

また、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心して暮らせるような環境を整備し、道路や住宅のバリアフリー化の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。

No.	取組み	概要	担当課
46	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
47	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課

※あいとぴあレインボープラン

地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体とした計画です。

No.	取組み	概要	担当課
48	認知症の早期対応に関する支援（新規）	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
49	障がい者の在宅支援サービスの充実	ホームヘルパー派遣制度、緊急一時保護事業、配食サービス、入浴サービス等の充実	高齢障がい課
50	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課 高齢障がい課
51	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
52	福祉のまちづくりの普及・推進	ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの促進	福祉政策課
53	相談機関との連携	相談支援事業所等との連絡会を開催	福祉相談課

（９）自立支援・介護予防の促進

地域包括支援センターをはじめ、介護支援事業者や市民団体等との連携により、高齢者が要介護・要支援状態となることなく、健康な生活が送れることに加え、介護負担を軽減するといった側面も踏まえた介護予防等の支援を行います。

No.	取組み	概要	担当課
54	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
55	介護予防事業の実施（新規）	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
56	地域支援事業の実施（新規）	通所型サービスB等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
57	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館

(10) 地域における人材の確保

子育てや介護を支える人材の確保とともに、スキルアップのための研修を充実させます。また、ボランティアや各種団体等との協働により、社会全体で支える仕組みを強化します。

No.	取組み	概要	担当課
58	子育て・介護を支えるボランティア等の養成	子育てボランティア講座や認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課 福祉相談課 高齢障がい課 子ども政策課 子ども発達支援課
59	子育て支援団体への支援	子育て支援を行っている民間団体への情報提供やネットワークづくり等の支援	子ども政策課
60	介護者等の専門職の養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	実習生の受入、ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	福祉相談課 高齢障がい課

基本目標3 多様なライフスタイルの実現

狛江市女性活躍推進計画（27ページ～35ページ）

【方向性】

性別に関わりなく、誰もが個性や能力を發揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味などの仕事以外の生活との両立を可能な社会にするためには、働き方の見直しを含むワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。また、価値観の多様化により、シニア世代までの将来を見据えた自身のキャリア・ライフデザインを行うことも、多様なライフスタイルの実現に効果的と考えます。

31年度調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なこととして「長時間労働の削減（40.4%）」、「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備（37.2%）」が上位を占めていることから、特に働き方や労働環境の改善への取り組みが求められています。事業者がワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組み、働きやすい環境を整備できるよう、啓発、情報提供を行います。

また、家事等の家庭内での役割については、夫婦で協力することが望ましいと思う人が多い一方、特に男性においては、子育て、介護等の関わり方が分からず、女性が主に担っているという現状も見られます。男性も仕事と生活をバランスよく両立できるよう、子育て、介護等への参画に向けた支援の充実を図ります。

子育て、介護等によりやむを得ず離職をしてしまったり、制約のある人が新たに就労しようとするのが困難な状況もあります。就労に関わる情報提供やキャリア形成の支援等により多様な働き方の推進を図ります。

【施策】

(11) ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者がワーク・ライフ・バランスについて理解を深められるよう、育児・介護休業法等の法・制度の周知、啓発や情報提供等の支援を行うとともに、労働者の権利が確保されるよう相談体制の充実を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
61	労働関係法、育児・介護休業制度等の周知啓発	法律や制度について理解するセミナー実施やパンフレット配布	政策室 地域活性課
62	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	国等の両立支援事業、労働時間の短縮等、ワーク・ライフ・バランスの情報提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課 子ども政策課
63	労働に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課

(12) キャリア・ライフデザインの支援

働く意欲のある女性がやりがいを持って能力を十分に発揮し、活躍できるよう、キャリア形成に関する情報提供やテレワーク等の多様な働き方の実現に向けた支援を行います。また、子育て・介護等により離職した人のうち再就職を希望する人等に対する情報提供やスキルアップの機会提供等のチャレンジ支援を行います。

さらに、あらゆる年代において、将来を見据えたキャリア・ライフデザインを考える機会を提供するなど、「人生100年時代」といわれる現代をシニア世代まで生きがいを持ち、自立して暮らせるための支援を進めます。

No.	取組み	概要	担当課
64	多様な働き方に関する支援（新規）	テレワーク、サテライトオフィス等多様な働き方やその成功例等に関する情報提供等	政策室 地域活性課
65	起業支援のための講座等の実施・情報提供	起業に向けた講座の実施、起業相談の情報提供・実施	地域活性課
66	再就職希望者への支援	職業能力開発センター事業等の紹介と講座等の実施	地域活性課
67	職業相談・就職情報提供	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供	地域活性課
68	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
69	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人に参加しやすい講座の企画	公民館

(13) 男性の家事・育児・介護への参画支援

共働き世帯が増える中、男女がともに家庭も仕事も支え合うことができるよう、男性自身のワーク・ライフ・バランスに対する認識が深まり、家事、育児等に積極的に関わることができるきっかけとなる場を提供します。

No.	取組み	概要	担当課
70	男性の家事・子育て・介護参画のための情報提供（新規）	男性向けの家事・子育て・介護に関する知識習得のための情報提供	政策室
71	プレパパへの支援（新規）	ママパパ学級の実施、小冊子等の配布	健康推進課 子ども政策課
72	父親向けの子育て事業等の実施（新規）	父親を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども政策課

(14) 事業者等への情報提供と連携強化

男性の育児・介護休業の取得推進など仕事と育児・介護との両立支援や、長時間労働の削減等の普及促進を図るために、市内事業者への情報提供等を行うとともに、商工会等との連携により企業の積極的な取組みを奨励します。

No.	取組み	概要	担当課
73	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良い就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
74	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課

基本目標4 地域社会における男女共同参画の推進

狛江市女性活躍推進計画（27ページ～35ページ）

【方向性】

女性の社会進出は多くの分野で進んでいますが、政治等の分野においては、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況です。また、地域活動については、多くの女性がその活動を担っている一方、町会、自治会等のリーダーの多くは男性が担っています。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において男女が対等な立場で参画できるよう支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。

また、近年、大地震や台風、ゲリラ豪雨等が全国各地で生じており、市内においても災害時への備えや対応の課題が浮き彫りとなりました。防災組織等への女性の参画を推進するなど、災害分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組みを進めます。

【施策】

（15）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

誰もが市政に参画できるように、審議会・委員会等の市民委員の募集等の情報提供や無作為抽出方式による市民委員の募集等を行います。

また、政策等に両性の視点を活かすために、全ての審議会・委員会等において、その性格も考慮しながらも、一方の性に偏った構成とならないよう、両性の委員のバランスの確保を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
75	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募、審議会等の開催予定等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
76	審議会、委員会、委嘱委員等における両性の確保	両性の委員を確保し、男女のどちらかの割合が40%を下回らないよう是正措置	政策室

(16) 地域・市民活動における男女共同参画の推進

地域における市民活動等において、男女が対等に参画できるように、市民活動団体やボランティア等の活動を支援します。

また、性別や年齢に関わらず誰もが地域でさまざまな活動に参加できる環境を支援するとともに、イベントを通して男女共同参画意識を育むなど、地域活動の活性化を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
77	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
78	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
79	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室 公民館

(17) 男女共同参画の視点による災害対策の推進

災害対策の検討の場への女性の参画を進めるとともに、地震、台風等による災害時の避難所等の生活における多様性への配慮など男女共同参画の視点から災害対策を推進します。

No.	取組み	概要	担当課
80	防災会議における女性委員の参画促進（新規）	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
81	避難所運営協議会における女性の参画促進（新規）	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様性に配慮した運営を検討	安心安全課
82	多様性に配慮した備蓄品等の整備（新規）	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課

基本目標5 男女共同参画実現に向けた体制の強化

【方向性】

本計画を着実に実行していくために、関係各課の積極的な取組みや横断的な対応を進め、庁内組織を中心とした継続的な推進を図るとともに、市民、事業者とともに、男女共同参画を実践していきます。特に、市役所においては、市職員の働きやすい環境づくり等を実践することにより、率先して男女共同参画のモデルを示します。

また、国、東京都、他の自治体との情報交換、連携も強化し、男女共同参画社会の実現を目指します。

【施策】

(18) 庁内推進体制の充実・強化

庁内推進体制の機能を強化するとともに、市の現状を的確に把握しながら、男女共同参画に関する施策・取組みを着実に推進し、進行管理を行います。

No.	取組み	概要	担当課
83	男女共同参画施策推進状況の調査	事業実績の調査と評価を実施	政策室
84	庁内推進体制の充実	男女共同参画推進計画庁内推進本部と推進会議の機能充実	政策室
85	市発行物等における男女共同参画の視点の周知徹底（新規）	広報や市発行物、ホームページ等での表現における男女共同参画の視点の周知徹底	秘書広報室 政策室

(19) 市民等との連携・協働

男女共同参画推進委員会が中心となって推進するとともに、男女共同参画等に関する各種団体等との連携、協働により市民・事業者等への効果的な周知、啓発を図ります。

No.	取組み	概要	担当課
86	男女共同参画推進委員会の活動推進	男女共同参画推進委員会の機能や体制の強化、取組みの推進	政策室
87	男女共同参画関係団体への支援・連携	市・事業者や団体・市民の相互交流の促進	政策室

(20) 国や都、他の自治体、関係機関との連携

国や都等に働きかけるとともに、他の自治体等との連携、情報交換により、各施策に反映していきます。

No.	取組み	概要	担当課
88	国、都、他の自治体等の資料収集	国、都、他の自治体等からの資料収集、活用	政策室
89	国・都・区市町村との連携や国・都への法整備の要請	情報交換、他の自治体との広域連携による男女共同参画社会の推進や必要時に応じての国・都への法整備等の要請	政策室

(21) 市役所における男女共同参画の実践

男女共同参画を推進していくにあたり、職員自らが意識を向上させるとともに、市役所が市内事業所のモデルとなるよう、働きやすい職場環境の整備、ワーク・ライフ・バランスの推進等の取組みを推進します。

No.	取組み	概要	担当課
90	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
91	ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	各職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	職員課
92	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	男女共同参画の視点に立った職員配置への配慮	職員課
93	女性管理職の登用の促進	研修等を通じ職員の能力向上を図り、女性管理職の登用を促進	職員課
94	女性職員のメンター制度の実施（新規）	女性職員同士がキャリアや子育て等について相談できる機会を創出するため、部署の上司とは別の先輩職員がメンターとなり相談役やアドバイザーを務める制度を実施	職員課
95	ハラスメント防止対策の推進（新規）	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組みを推進	職員課

V 参考資料

- 1 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会委員名簿
- 2 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会開催状況
- 3 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会設置及び
運営に関する規則
- 4 関連資料
 - (1) 男女共同参画社会基本法
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - (4) 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例
- 5 用語解説

1 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	選出区分	氏名	所属等
委員長	学識経験者	杉山 恵	(株) 三菱総合研究所研究員
副委員長	有識者	平野 竜智	狛江市男女共同参画推進委員会委員
委員	有識者	石黒 昌和	狛江市男女共同参画推進委員会委員
	有識者	高谷 桂子	高谷行政書士事務所・高谷社会保険労務士事務所 行政書士、社会保険労務士
	有識者	西山 借子	狛江市男女共同参画推進委員会委員
	公募市民	伊東 達夫	
	公募市民	杉山 梓	
	公募市民	竹本 帝人	
	市職員	田部井 則人	企画財政部政策室長
	市職員	銀林 悠	児童青少年部子育て支援課長

2 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	令和元年6月26日	委員会の進め方について 男女共同参画推進計画について
第2回	令和元年9月12日	市民意識調査の結果について 計画改定骨子案について
第3回	令和元年11月7日	市民意識調査報告書について 男女共同参画推進計画(素案)について
第4回	令和元年12月19日	男女共同参画推進計画(素案)について
第5回	令和2年2月19日	男女共同参画推進計画(案)について

3 狛江市男女共同参画推進計画改定委員会設置及び運営に関する規則

平成31年3月29日規則第18号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市における男女共同参画社会の実現を目的とし、平成27年度～平成31年度狛江市男女共同参画推進計画「誰もが自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会をめざして」(以下「計画」という。)を改定するため、狛江市男女共同参画推進計画改定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する調査、研究及び協議に関すること。
- (2) 計画改定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により市長が委嘱又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 識見を有する者 4人
- (3) 公募市民 3人以内
- (4) 市職員 2人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項に基づく計画改定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

4 関連資料

(1) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を実現するための基本理念（男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調）を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民それぞれが果たすべき役割を定めたものです。

【抜粋】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としたものです。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

【抜粋】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号) 最終改正 令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的としたもので、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が一定規模の事業主に義務付けられています。 ※10年間の時限立法

【抜粋】

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

(1) ～ (3) 出典

[内閣府男女共同参画局 http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/index.html]

(4) 人権を尊重しみんなが生きやすい粕江をつくる基本条例

令和2年3月31日条例第3号

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

粕江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなでつくっていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- (3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとり、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

- 2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと感じられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

(1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項

(2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討

(3) その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 有識者

(3) 公募市民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 17 条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

5 用語解説

ア行

◇イクボス（12ページ）

部下のキャリアを応援するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備に努める上司のことをいいます。

◇LGBT（23ページ）

レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字をとった言葉です。

サ行

◇サテライトオフィス（32ページ）

本社や支社といった通常のオフィスとは別に、本来の勤務地とは別の場所にあるオフィスのことをいいます。

◇ジェンダー（12ページ）

生物学的な性をセックスと呼ぶのに対し、社会通念や慣習等、社会によってつくられた「女らしさ」「男らしさ」のような社会的・文化的な性をジェンダーと呼びます。（「ジェンダー」という用語それ自体には、良い悪いの価値判断を含むものではありません。）

◇性的指向、性自認（22・23ページ）

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを性的指向、自分の性をどのように認識しているかを性自認といいます。

◇セクシュアル・マイノリティ（12・23ページ）

性自認や性的指向に関して少数派である人々のことをいい、LGBTなどが含まれます。

タ行

◇ダイバーシティ（12ページ）

多様性のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

◇ダブルケア（12・27ページ）

子育てと介護を同時に担うことをいいます。

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）（2・12・13・22・24ページ）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力の他、性的暴力や言葉による精神的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、外出を制限する等の社会的暴力があります。

◇デートDV（12・13・22・24ページ）

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

◇テレワーク（31・32ページ）

情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことをいいます。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられます。

ハ行

◇ハラスメント（13・22・23・37ページ）

相手に対して行われる「嫌がらせ」のことをいい、性的な嫌がらせを行うセクシュアル・ハラスメントなどが挙げられます。

◇ポジティブ・アクション（12ページ）

「積極的改善措置」のことで、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

マ行

◇メディア・リテラシー（23ページ）

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容を主体的に読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなす力、またメディアを使って情報を発信する力のことをいいます。

◇メンター（37ページ）

仕事上（または人生）の指導者、助言者のことをいいます。キャリア形成をはじめ、生活上のさまざまな悩み、相談を受けながら育成にあたります。

ヤ行

◇ユニバーサルデザイン（28・29ページ）

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がいの有無等に関わらず、全ての人が使いやすいように設計されているデザインのことをいいます。

ラ行

◇リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（26ページ）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ何人産むかを決める自由を持つことを意味します。安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、幅広く性に関する健康について含まれています。

ワ行

◇ワーク・ライフ・バランス（8・9・12・13・14・19・27・31・32・37ページ）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、さまざまな活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいいます。

※用語の内容は、前計画、内閣府男女共同参画局ホームページ・用語集、その他関連計画から引用、または掲載内容を参考にしています。

登録番号（刊行物番号）

H31-81

狛江市男女共同参画推進計画
（令和2年度～令和6年度）

令和2年 3月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市企画財政部政策室

狛江市和泉本町一丁目1番5号

03（3430）1111

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90円